

令和7年度 三木市中小企業経営革新 設備投資促進事業補助金のご案内

市内で事業を営む中小企業者が、
経営の革新を目的として設備等を整備する場合に、
資金の一部を補助いたします。

対象者

※下記①～④すべてに該当する方

- ①市内に主たる事業所を有する中小企業者又は市内に住所を有する個人事業者
- ②申請時において事業開始から1年を経過している者
- ③風営法に規定する営業を営む者ではないこと
- ④市税を滞納していないこと

対象となる設備および補助金額

対象 設備	経営の革新を目的として新設・増設されるもの※1	
	工作機械、印刷機械といった 各種製造設備の機械及び装置など	デジタル技術を活用した設備で DXの趣旨に合致するもの（DX枠）
補助率	4分の1又は3分の1※2 補助対象経費50万円(税抜)以上のものに限る	2分の1 補助対象経費10万円(税抜)以上のものに限る
上限額	250万円又は300万円※2	300万円

※1 経営の革新を伴わない単なる機械設備の更新や買い足しはこれに該当しません

※2 経営力向上計画(認定者:国)又は経営革新計画(認定者:県)を策定している場合は補助率3分の1、上限額300万円

申請から交付決定まで

- ①市のホームページから様式をダウンロードして申請書及び添付書類を用意
- ②中小企業サポートセンターで書類の記載内容を確認
- ③商工振興課へ提出
※必ず中小企業サポートセンターの確認印が押印してある申請書を商工振興課へ提出してください
- ④審査（一定の評価点数が得られない場合は採択されないことがあります）
- ⑤交付決定



▲ホームページ
はこちら

申請受付期間

令和7年5月7日（水）から令和7年6月18日（水）まで

お問合せ

三木市中小企業サポートセンター

三木市福井1933番地の12サンライフ三木2階 Tel 0794-70-8008

火曜日～土曜日（祝日・年末・年始除く）

午前9時～正午 午後1時～4時30分

※経営相談窓口（相談料無料）要予約

三木市産業振興部商工振興課中小企業振興係

三木市上の丸町10番30号 Tel 0794-82-2000 内223